

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和元年 10 月 11 日付けで実施機関に対して、「平成 31 年度 万国津梁会議設置等支援業務 採択企画提案書」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 第三者への意見照会

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を、「平成 31 年度 万国津梁会議設置等支援業務 企画提案書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、本件公文書に、第三者である当該支援業務の受託者（法人 4 者からなるコンソーシアム。以下「コンソーシアム」という。）に関する情報が記載されていることから、条例第 16 条第 1 項の規定により、コンソーシアムに対して、令和元年 10 月 25 日付けで公文書の開示に係る意見照会を行った。

当該意見照会に対し、コンソーシアムから令和元年 10 月 27 日付けで、公文書の開示に係る意見書が提出され、本件公文書は「業務を遂行する上で必要となる独自のノウハウを含んでおり、提案項目の設定方法や論理展開等も全て独自の内容である。また、一部は個人情報を含む内容であり、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」開示されると支障があり、開示に反対する旨の回答があった。

3 実施機関の決定

実施機関は、コンソーシアムに対する意見照会の手続を経て、本件公文書に、条例第 7 条第 2 号及び第 3 号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、条例第 11 条第 1 項の規定により、令和元年 11 月 22 日付けで審査請求人へ通知するとともに、条例第 16 条第 3 項の規定により、コンソーシアムに対して本件処分を行った旨を通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和元年 12 月 9 日付けで実施機関に対して審査請求を

行った。

5 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、令和 2 年 4 月 23 日付けで沖縄県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第 3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

本件処分の全部開示（個人情報を除く。）を求める。

2 審査請求の理由

部分開示では、求める情報が判明しないため。

第 4 実施機関の弁明書（要旨）

1 本件請求に係る対象公文書の特定

公文書開示請求があった「採択企画提案書」について、企画提案書とは、実施機関が平成 31 年 4 月 12 日付けの公告により行った、「平成 31 年度 万国津梁会議設置等支援業務」の企画提案公募に際して提示した「平成 31 年度 万国津梁会議設置等支援業務 企画提案応募要領」（以下「応募要領」という。）の応募書類の一つとして、応募者に対し提出を求めた文書の一つである。

実施機関は、第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション）を経て、第一位に選定されたコンソーシアムから提出された企画提案書(様式第 2 号)を、本件請求に係る「採択企画提案書」として特定した。

2 本件処分に係る判断根拠

上記 1 で特定した「採択企画提案書」の記載内容のうち、応募要領及び「平成 31 年度万国津梁会議設置等支援業務委託企画提案仕様書」（以下「企画提案仕様書」という。）に記載されている内容や、知事公約、県・国等により公開されている情報については、条例第 7 条に規定される不開示情報のいずれにも該当せず、開示することとした。

「採択企画提案書」の記載内容のうち、個人の氏名・役職等が記載されている箇所については、条例第 7 条第 2 号の規定に基づき、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名」、「その他の記述等」により「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、開示しないこととした。

「採択企画提案書」におけるその他の部分においては、企画提案仕様書に基づいて作成された、円滑な会議運営のための独自提案を含め、資料収集・作成及び会議の運営のための手法等が記載されている。また、コンソーシアムを構成する各法人が蓄積してきたノウハウやアイデア、業務実績等に基づく具体的な手法等も記載されており、これらは条例第 7 条第 3 号に規定されている法人等に関する情報であ

って、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当することから、条例第16条第1項の規定によりコンソーシアムに対する意見照会を行ったうえで、不開示とした。

結論として、実施機関が条例第7条第2号及び第3号に該当することを根拠として「採択企画提案書」の部分開示決定を行った本件処分は、適正かつ妥当であったと考える。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関による「平成31年度万国津梁会議設置等支援業務」の企画提案公募に対し、コンソーシアムが応募書類の一つとして実施機関へ提出した企画提案書である。

実施機関は、本件公文書の不開示箇所について、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び同条第3号（法人等に関する情報）に該当することを根拠として、部分開示決定を行っているため、以下、当該規定への該当性について検討する。

2 条例第7条第2号該当性について

①条例第7条第2号

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、その他の記述の部分等の個人情報の全体を指すものである。

②条例第7条第2号該当性

実施機関は、本件公文書のうち、万国津梁会議の5つの分野からなる個人の氏名・役職等について、条例第7条第2号に該当することを根拠に不開示としているが、審査会において、本件公文書を見分したところ、当該個人の氏名・役職等は、「当該情報に含まれる氏名（中略）その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、条例第7条第2号で規定する個人に関する情報に該当することが認められ、当該情報を不開示とした決定は妥当である。

3 条例第7条第3号該当性について

①条例第7条第3号

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報等の要件を定めたものであり、「当該情報を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他

正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨を定めたものである。

「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等と何らかの関連性を有する情報を指すものである。なお、法人等の構成員に関する情報も、法人等に関する情報に含まれるものと考えられる。

また「当該法人等の権利」とは、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用、法人等の運営上の地位を広く含むものであると解される。

そのほか「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

② 条例第7条第3号該当性

実施機関は、本件公文書における個人の氏名・役職等を除いた箇所のうち、コンソーシアムによる円滑な会議運営のための各担当者の配置及び役割、事務調整、環境整備に関する情報のほか、資料収集・作成、情報収集の方法、実際の会議運営に係る具体的手法等に関する情報について、条例第7条第3号に該当することを根拠に不開示としている。

審査会において、本件公文書を見分したところ、個人の氏名・役職等の箇所を含むこれらの情報すべては、コンソーシアムを構成する各法人が有する創意工夫や、これまで蓄積してきた営業上のノウハウやアイデア、業務実績等に基づき、会議を円滑に運営するための独自に開発した詳細な手法等が記載されたものであり、また各法人においては当該企画提案に係る内容を、将来の事業活動にも活用していくことが考えられるため、当該情報は、法人等の権利その他正当な利益に関する情報であると言える。

よって、これらの情報を公にすることにより、当該法人等の事業活動上のノウハウの価値が失われ、公正な競争関係に不利益を与えるおそれがあるほか、当該法人等の運営上の地位を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に規定する「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当し、不開示が妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

| 氏 名 | 役 職 名 等 | 備 考 |
|--------|----------|---------|
| 儀部 和歌子 | 弁護士 | 会長職務代理者 |
| 渡名喜 庸安 | 琉球大学名誉教授 | 会長 |
| 仲村 剛 | 弁護士 | |
| 新見 研吾 | 弁護士 | |
| 三浦 毅 | 琉球大学准教授 | |

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------|-----------|
| 令和2年4月23日 | 諮問書受理 |
| 令和2年9月16日 | 審議（第317回） |
| 令和2年10月14日 | 審議（第318回） |
| 令和2年11月11日 | 審議（第319回） |